

## 公 告

時津町上下水道料金徴収等業務包括委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和8年5月7日

時津町長 山 上 広 信

- 1 業務名  
時津町上下水道料金徴収等業務包括委託
- 2 業務の履行場所  
長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1（役場庁舎等）
- 3 業務の内容
  - (1) 窓口・電話対応業務
  - (2) 検針業務（再検針を含む。）
  - (3) 上・中・下水道料金調定・収納業務
  - (4) 上・中・下水道料金滞納整理業務（給水停止を含む。）
  - (5) メーター器交換及び維持管理業務
  - (6) 公共下水道事業受益者負担金・浄化槽整備事業受益者分担金収納業務
  - (7) 浄化槽使用料調定・収納業務
  - (8) その他、(1) から(7) に附帯する業務で、町長が必要に応じ指示する業務
- 4 契約方式  
公募型プロポーザル方式（随意契約）
- 5 業務委託の期間  
令和8年9月1日から令和13年8月31日
- 6 業務の研修及び業務習熟期間  
契約締結の日から令和8年8月31日までは、業務の研修及び業務習熟期間とし、当該期間に関する経費は、受注者の負担とする。
- 7 提案見積限度額  
250,310,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）
- 8 契約保証金  
契約金額の100分の10以上（時津町財務規則（平成12年規則第55号）による。）
- 9 支払の条件  
完了払（毎月業務検収後、適法な請求があつてから30日以内に支払う。）
- 10 参加条件  
プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (4) 本件に係る公告日から委託業者の決定までの間に、時津町が行う公共工事等の指名に関する要綱（平成14年告示第6号）に基づく除外基準に該当しないこと。
- (5) 国・都道府県・市（区）町村税に滞納がない者であること。
- (6) 水道事業又は水道事業以外の事業において、受付、検針、収納（滞納整理を含む）に至る一連の業務を、過去5年以内において1年以上継続して受注実績又は事業実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (7) プライバシーマーク又はISMS適合性評価制度認証を取得している者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。

#### 1.1 プロポーザルへの参加申込

プロポーザルに参加しようとするものは、「時津町上下水道料金徴収等業務包括公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）により参加申込書等を提出しなければならない。

##### (1) 提出期間

令和8年5月7日（木）から令和8年5月22日（金）の役場閉庁日を除く午前9時から午後5時とする。

##### (2) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便等記録が残る方法に限る。）によるものとし、いずれの方法も提出期間内必着とする。

#### 1.2 実施要領及び参加申込書等の配布

実施要領及び参加申込書等の配布は、時津町ホームページからダウンロードする方法による。

時津町ホームページ <https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>

#### 1.3 参加資格審査結果通知

- (1) 資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められる場合は、プロポーザル実施に関する資料配付の日程を記した「プロポーザル参加要請書」により、プロポーザルへの参加を要請する。
- (2) 資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、「プロポーザル参加資格審査結果通知書」の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知する。

#### 1.4 業務提案書及び業務提案見積書の提出

業務提案書及び業務提案見積書の提出は、実施要領により行うこと。

(1) 提出期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月17日（水）の役場閉庁日を除く  
午前9時から午後5時とする。

(2) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便等記録が残る方法に限る。）によるものとし、  
いずれの方法も提出期間内必着とする。

1.5 提出先及び問い合わせ先

〒851-2198

長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町建設水道部上下水道課

電話番号 095-882-2538

ファクシミリ番号 095-882-5655